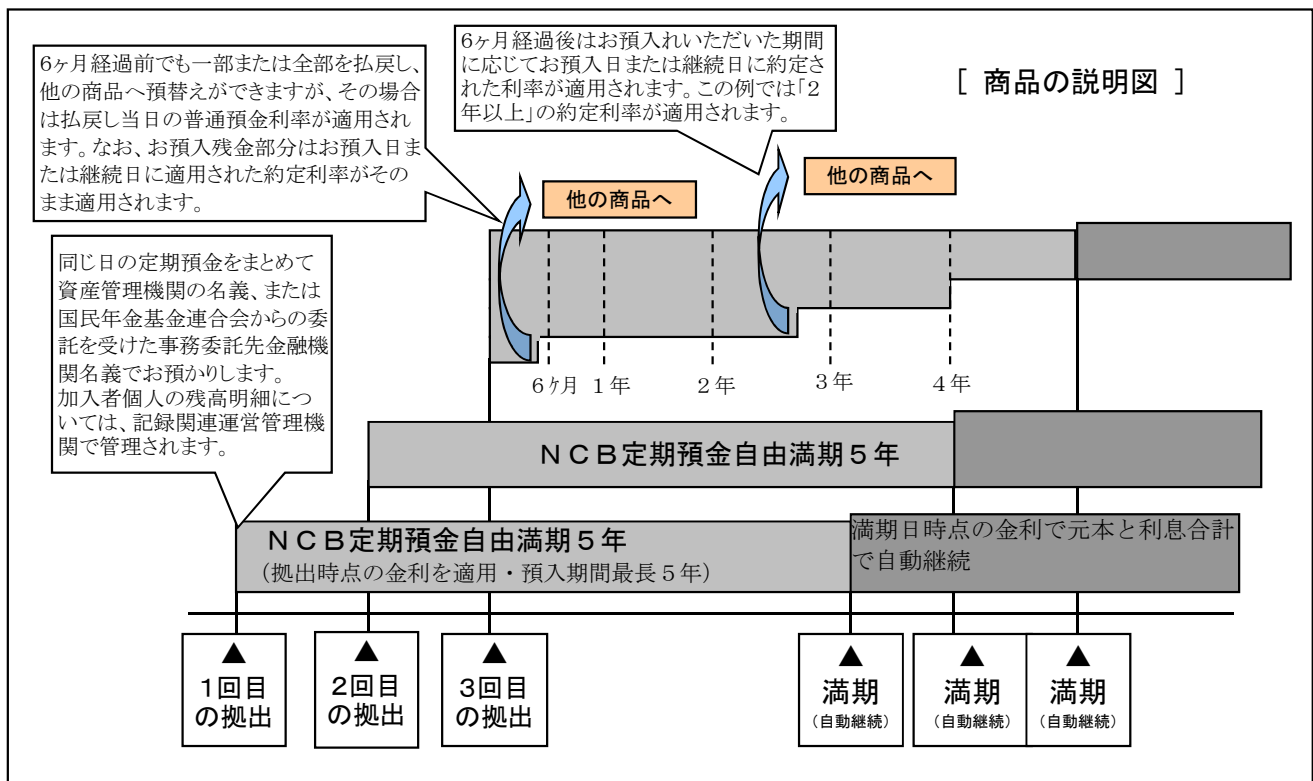


銀行預金 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	NCB確定拠出年金専用定期預金「自由満期型5年」 NCB定期預金自由満期5年
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. お預入れ期間	最長5年
4. お預入れ方法 お預入れ単位	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金によりお預入れができます。 1円以上 1円単位 (上限はありません。)
5. 利息 適用利率	<ul style="list-style-type: none"> ● お預入れ期間に応じて7段階 (①6か月未満 ②6ヶ月以上 ③1年以上 ④2年以上 ⑤3年以上 ⑥4年以上 ⑦5年) の利率を適用します。 ● お預入れ時に適用される約定金利は満期時まで変わらない確定利回り商品です。 ● 適用金利は原則毎週見直しを行います。具体的には原則毎週最終営業日に新適用金利を決定し、翌週月曜日から日曜日まで適用します。(但し、金利情勢等の変化に伴い、変更する場合があります。)
利息計算方法	お預入れ期間に応じた利率で、預入 (継続) 日にさかのぼって、1年を365日として日割かつ6ヶ月複利で計算します (付利単位1円)。
満期時利息のお支払い方法	継続時に預金元本に組み入れられます。
6. 払戻し方法 一部払戻し	<ul style="list-style-type: none"> ● 6ヶ月経過後は、当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当するためであればいつでも払戻しすることができますが、確定拠出年金法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。 ● 満期時のお取扱いは利息元加による自動継続のみです。 ● 6ヶ月経過以前でも払戻しはできますが、この場合はお預入れ時の約定利率ではなく、払戻し約定日における「普通預金利率」が適用され、お預入れ約定日から払戻し約定日の前日までの日数について利息を計算し、元本とともにお支払いします。 ● 1円以上1円単位でお引出しができます。 ● お引出し後の残額についてはお預入れ時または満期継続時の約定金利がそのまま適用されます。
7. 手数料	ありません。
8. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定拠出年金制度においては払戻し時および継続時の利子所得に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
9. 利益の見込み 損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● お預入れ日 (または継続日) から5年後の満期日に、解約の申し出がない限り、約定金利で計算した利息を元本に組み入れて自動継続します。また、お預入れ期間の途中で期限前解約 (一部解約を含みます) した場合でも、お預入れ期間に応じて所定の利率により算した利息と元本をお支払いします。 ● 商品提供機関 (西日本シティ銀行) の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元本および利息について保護されないおそれがあります。

項目	内容
10. セーフティネット情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 本商品は預金保険の対象になっています。 【保護の対象預金と保護の範囲】 金融機関毎に、当座預金などの決済用預金^(※)を除き、1預金者あたり元本1,000万円とその利息となります。 (※決済用預金……「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たす預金) ● なお、金融機関名義の預金は、預金保険の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関名義、または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして預金保険制度の保護の対象としております。 ● ただし、西日本シティ銀行に本商品以外の預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で元本1,000万円とその利息が保護の範囲となります。
11. 持分の計算方法	現在のお預入れ残高が個人別管理資産額の持分に相当する額となります。なお、加入者の個人別持分は日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー社(記録関連運営管理機関)により計算・管理されます。
12. その他ご留意いただく事項	お預入れされている預金のうち、満期が到来する預入分については当該満期日の2営業日前から満期日までには払戻しの運用指図(スイッチング)をお受けすることはできません。
13. 商品提供機関	株式会社西日本シティ銀行



(運営管理機関) りそな銀行

- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該銀行預金の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の適用金利推移と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。